

○築上町総合計画審議会条例

平成18年3月24日条例第198号

改正

令和7年3月25日条例第7号

築上町総合計画審議会条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、築上町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について、必要な調査及び審議を行う。

- (1) 総合計画に関すること。
- (2) まち・ひと・しごと創生総合戦略に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項に関すること。

(委員)

第3条 審議会の委員は、町長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

- 2 委員の再任は妨げない。
- 3 町長は、委員が任命されたときの要件を欠くに至ったとき又は心身等の故障により職務の執行ができなくなったと認めたときは、前項の規定にかかわらず、その委員を解任することができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年3月25日条例第7号）

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

○築上町総合計画審議会規則

平成18年3月24日規則第130号

改正

平成18年7月18日規則第137号

平成20年4月1日規則第17号

平成28年6月9日規則第31号

令和2年12月11日規則第40号

築上町総合計画審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、築上町総合計画審議会条例（平成18年築上町条例第198号）第5条の規定に基づき、築上町総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 関係官公庁の職員
- (2) 経済、労働、文化、医療等の団体及び公共的団体の役職員
- (3) 学識経験者
- (4) 町民
- (5) その他町長が必要と認める者

3 委員が被委嘱団体の役職を辞したときは、同時に委員を辞したものとみなす。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第5条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(報酬)

第6条 委員の報酬は、築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年築上町条例第34号）に基づき支給する。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画財政課において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年7月18日規則第137号)

この規則は、平成18年6月30日から施行する。

附 則 (平成20年4月1日規則第17号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年6月9日規則第31号)

この規則は、平成28年6月9日から施行する。

附 則 (令和2年12月11日規則第40号)

この規則は、令和3年1月12日から施行する。